

平成 20 年度第 2 回化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価検討会
議事概要（案）

1 日時、場所

平成 20 年 8 月 8 日（金）10:00～12:00

厚生労働省 18 階 共用第 9 会議室

2 出席者

- (1) 参集者：内山委員、江馬委員、大前委員、櫻井委員、清水委員、和田委員
- (2) 事務局：島田化学物質評価室長、大淵化学物質評価室長補佐、
有賀中央労働衛生専門官、奥村副主任中央労働衛生専門官
- (3) オブザーバー：中央労働災害防止協会化学物質管理支援センター 2 名
- (4) 傍聴者：12 名

3 議事概要

- (1) 前回議事概要の確認（資料 2-1）
事務局より、前回（第 1 回）検討会の議事概要について説明した。
- (2) 「少量製造・取扱いの規制等に係る小検討会」の設置について（資料 2-2）
事務局より、新設した小検討会のメンバー、検討内容、検討予定について説明した。
- (3) ニッケル化合物の規制対象について（資料 2-3）
前回保留となっていた規制対象とするニッケル化合物の粒子サイズについて、事務局より、関係機関の定義を確認したところ、「おおむね流体力学的粒子径 0.1 mm 以下」という表現が適当（「未満」よりも「以下」が適当）である旨を報告した。
- (4) ニッケル化合物、砒素及びその化合物に係る作業環境測定基準等の検討状況（資料なし）
事務局より、6 月 10 日開催済み、8 月 8 日午後開催予定の「管理濃度等検討会」における作業環境測定の測定方法、管理濃度、局所排気装置の抑制濃度の検討状況について報告した。
- (5) 「リスク評価手法」の改訂について（資料 2-4）
事務局より、「リスク評価手法」の改訂（案）を説明し、委員より、次のような修正意見が出されたので、これを踏まえて事務局で修正することとなった。

○ イ（ア） ii について

- ・（ii）について、一般環境に関する濃度基準は、そのまま使用するのではなく、考慮する（参考にする）のが適当である。
- ・（iii）について、発がん性以外の毒性試験で得られた無毒性量から外挿した値は、そのまま使用するのではなく、考慮する（参考にする）のが適当である。
- ・（v）について、feasibility のある最低値は、そのまま使用するのではなく、考慮する（参考にする）のが適当である。

（6）平成 20 年度リスク評価対象物質の評価値について

ア ばく露実態調査の調整状況（資料 2-8）

事務局より、調整状況を説明した。

（留意事項）

1. (No.3)ウレタンについては、事業場で取り扱っていたのはポリウレタンであったため、実態調査を中断する。
2. (No.20) 1, 2-ジブプロモエタンについては、製造時期を考慮し、平成 21 年度に実態調査を行う。

イ コバルトのリスク評価について（資料 2-6）

事務局より、評価対象を 2 種類の化合物（塩化コバルト、硫酸コバルト）に限定せず、「コバルト及びその化合物」に拡大し、平成 20～21 年度の 2 年間で実施することについて提案し、了承が得られた。

ウ インジウムのリスク評価について（資料 2-7）

事務局より、評価対象を「りん化インジウム」に限定せず、「インジウム及びその化合物」に拡大し、平成 20～21 年度の 2 年間で実施することについて提案し、了承が得られた。

なお、委員より、「インジウム化合物のうち、液晶の電極に使用されるインジウム・スズ酸化物については、現在は作業環境が改善されているので、可能であれば事業場から過去の測定結果を入手し、これを含めてリスク評価を行うことが望ましい。」との意見があった。

また、委員より、資料 2-7、資料 2-9 において、「りん化インジウム」の IARC の発がん性評価が「グループ 1」と記載されているが、正しくは「グループ 2A」であるとの指摘があった。

エ 評価値について（資料 2-5、参考 1、参考 2）

前回に引き続いて、リスク評価予定物質の一次評価値及び二次評価値について検討

した。二次評価値については、ACGIH、日本産業衛生学会、AIHA の提案理由も考慮して検討した。

なお、No.14 以降については、次回引き続き検討することとなった。

また、資料 2-5 の「一次評価値」の欄で、「ユニットリスク」と記載した上で数値を示しているが、「過剰発がん生涯リスクレベル（RL（ 10^{-4} ）に対応する濃度」が正しい表現ではないか、との意見があった。

(No.2)イソブレン

AIHA の提案理由を検討したところ、二次評価値は 2ppm とすることとされた。（一次評価値の候補として 1.7ppm があったが、二次評価値と近いため、採用しないこととした。）

(No.3)ウレタン

実態調査の予定がなくなったため、一次評価値、二次評価値とも検討不要とされた。

(No.6)オルト-ニトロアニソール

一次評価値は得られないが、改訂された「リスク評価の手法」に基づき、事務局で二次評価値（案）を示して、次回検討することとされた。

(No.8)2-クロロ-1, 3-ブタジエン

本年度の有害性評価書の作成を待って、一次評価値、二次評価値を検討することとされた。

(No.9)4-クロロ-2-メチルアニリン及びその塩酸塩

本年度の有害性評価書の作成を待って、一次評価値、二次評価値を検討することとされた。

(No.10)コバルト化合物（塩化コバルト及び硫酸コバルトに限る。）

一次評価値は定めないこととし、二次評価値は ACGIH と日本産業衛生学会の値を比較し、低い方（ACGIH）の 0.02mg/m³ を採用することとされた。

(No.11)酸化プロピレン

一次評価値は 0.057ppm とし、二次評価値は ACGIH の 2ppm を採用することとされた。

(7) 平成 21 年有害物ばく露作業報告の対象物質の選定について（資料 2-9）

事務局より、平成 21 年の報告対象物質（案）及びその選定理由を説明し、了解が得られた。

4 次回日程

次回は、「少量製造・取扱いの規制等に係る小検討会」の検討状況を報告することとし、日程については別途調整することとされた。